2　行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼

⑴　都道府県指導センター

組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　営業者に対する経営改善の具体的な指導、助言等の支援

イ　消費者からの苦情及び要望の営業者への伝達

ウ　消費者の信頼の向上に向けた積極的な取組

エ　都道府県等と連携した組合加入促進に向けた取組

オ　連合会及び都道府県と連携した振興計画を未策定の組合に対する指導及び支援

カ　生産性向上や業務改善を推進するためのセミナー等の開催

⑵　全国指導センター

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　営業者の経営改革の取組に役立つ情報の収集、整理及び情報提供

イ　危機管理マニュアルの作成

ウ　苦情処理マニュアルの作成

エ　効果測定の支援及び政策提言機能の強化

オ　公衆衛生情報の提供機能の強化

⑶　国及び都道府県等

食鳥肉販売業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　食品衛生に関する指導監督

イ　食品衛生に関する情報提供その他必要な支援

ウ　災害又は事故等における適時、適切な風評被害防止策の実施

エ　生産性向上や業務改善に関する行政の各種取組みや好事例等の周知・広報

⑷　日本公庫

営業者の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　営業者が利用しやすい融資の実施

イ　生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び情報提供

ウ　組合等と連携した経営課題の解決に資するセミナーの開催及び各種印刷物の発行による情報提供

エ　災害時等における速やかな相談窓口の設置

第五　営業の振興に際し配慮すべき事項

食鳥肉販売業に対しては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定のみならず、食鳥肉販売業に密接に関連する食育への対応、時代の要請である少子高齢化社会等への対応、地域との共生、環境の保全、食品循環資源の再生利用の推進、災害への対応及び従業員の賃金引上げに向けた対応といった課題に応えていくことが要請される。こうした課題への対応は、個々の営業者が中心となって関係者の支援の下で行われることが必要である。こうした課題に適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置付けを確保することが期待される。

一　食育、食の安全への関心の高まり、健康志向等への対応

1　営業者に期待される役割

⑴　食文化の継承のための食事マナー及び調理方法の普及

⑵　地域における食生活の改善の支援

⑶　食品の安全性に関する知識の普及の支援

⑷　食物アレルギー物質の有無の表示

⑸　安全な食材を使用した健康に良い食品の開発及び提供

⑹　ヘルシーメニューの開発・提供

⑺　総カロリー表示、塩分量表示等の推進

⑻　食材の原産地表示の推進

2　組合及び連合会に期待される役割

効果的な食育の実施方法についての研究の実施

3　日本公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

二　少子高齢化社会等への対応

1　営業者に期待される役割

営業者は、高齢者、障害者及び一人暮らしの者並びに子育て世帯、共働き世帯等が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生活を営むことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

⑴　宅配、御用聞き等の実施（他の生活衛生関係営業者等との連携を含む）

⑵　小分けや加工食品（惣菜・惣菜半製品等）の販売の実施

⑶　積極的なバリアフリー対策の実施

⑷　身体障害者補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応

⑸　障害者差別解消法の規定に基づく障害者への合理的配慮

⑹　従業員に対する教育及び研修の充実・強化

⑺　地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者、障害者等の積極的雇用の推進

⑻　子育て世帯、共働き世帯等が働きやすい職場環境の整備

2　組合及び連合会に期待される役割

高齢者、障害者、子育て中の者等の利便性を考慮した店舗設計やサービス提供に係る研究の実施

3　日本公庫に期待される役割

高齢者、障害者、子育て中の者等の利用の円滑化を図るために必要な設備（バリアフリー化等）導入時に、振興事業貸付等が積極的に活用されるよう、引き続き制度の周知等を図る。

三　地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

1　営業者に期待される役割

営業者は、地域住民に対して食鳥肉販売業の店舗の存在、提供する商品及びサービスの内容並びに営業の社会的役割及び意義をアピールするとともに、地域で増加する「買い物弱者」の新たなニーズに対応し、地域のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置付けが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生及び強化や商店街の活性化につなげることが期待される。

⑴　地域の街づくりへの積極的な参加

ア　祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加

イ　商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出

⑵　「賑わい」や「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャピタル）の形成

⑶　商店街の空き店舗の有効的活用（子育て支援施設、高齢者交流サロン、地域ブランド品販売等へ利用）